

# 日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成27年度日本弁理士クラブ幹事長 西島孝喜

## 1. はじめに

現在、任期のほぼ3分の2が過ぎたところです。現状を踏まえ、ひとことご挨拶させていただきます。

ご承知のように知財制度を取り巻く状況は様々な観点でグローバルに急激に変化しております。1つはグローバルDシエの議論です。5大特許庁の会合で3年前から始まった各庁の包袋情報の統合、一元化サービスの議論です。もう1つはPLTへの日本の参加です。さらにTPPの交渉も進んでおります。一方で国内的なものとして最近の弁理士を取り巻く環境の急激な変化があります。弁理士の世界ではここ10年の間に弁理士の数は倍増し、現在、弁理士登録者数は一万人を優に超えるまでに急増しております。

## グローバルDシエについて

上記しましたようにグローバルDシエの議論は各特許庁の包袋情報を統一して各国の特許庁同士で情報共有を図り、それぞれの重複作業を減少させて審査の効率化を図ろうというところから始まったのが原点であると理解しております。しかし、この延長線上には国際特許出願の審査機関は1つに絞られていく、すなわち世界統一特許庁に向けての各国特許庁の自然淘汰が始まったことを認識する必要があります。このことを踏まえて（かどうか）米国はAIAによって世界でただ1つ先発主義保持国から先願主義への転換をいたしました。すなわち、米国は世界共通の先願主義に整合させるために、世界で唯一だった先発主義を捨て、制度を変更してきたのです。将来を見据えた極めてしたたかな政治的な句

いを感じます。間違いなく米国は世界統一特許庁の頂点を目指して進んでおります。

## PLTについて

今年、日本のPLT参加が国会でようやく承認されました。PLTは世界で各国の出願手続きの統一等によって出願人の負担軽減及び「指定期間徒過後の救済」、「権利の回復」手続きミスによる出願人の救済を図ることを目的として2000年6月に採択され、平成27年2月1日現在で36カ国が締約国になっており、日本もようやく来年PLT対応改正法が施行される運びになります。これまでの経緯を見ると、すでに、PLT加入を見据えて少なくとも過去2回特許法改正が行われました。表現上は「責めに帰することのできない理由」から「正当な理由」に変わっております。しかし、その実体は一向に変わっておりません。相変わらず出願人の負担は減らず、救済措置は一向に緩和されておられません。

このような日本の現状に比べ米国ではすでにPLTに加入したこと（2013年批准）を踏まえ米国の制度では出願人に不可避的（Unavoidable）なミスの理由を求める手続きを廃止し、意図的に権利を放棄するものではない（Unintentional）ことを示す上申書の提出によって救済される仕組みを導入しました。また、米国には以前から出願人の過誤によって権利範囲が狭くなった場合には、権利範囲を拡張することができる再発行（Reissue）特許の制度があります。

明らかに米国は出願人の手続きミスに対して極めて寛大な特許制度をさらに前進させることを全世界に向けて発信しております。

このように米国はグローバルDシエの動向及びPLTの対応についても明らかにユーザーに優しい制度であることを表明し、グローバルDシエの議論の行く末を見据え、世界からのユーザー獲得をめざした知財制度の構築を目指していると考えられます。

これに対してユーザーのミスに極めて厳格な日本の知財制度は、ユーザーのミスに対する取り扱いのデフォルトが米国とは全く異なっており、ユーザーフレンドリーのレベルで日本の知財制度は大きく米国に遅れをとっています。これからの世界統一特許庁に向けての各庁の生存競争において世界のユーザーはユーザーに厳しい日本ではなく、ユーザーに優しい米国を選択することは明白ではないでしょうか。

事実、五大特許庁のなかで出願件数の慢性的な減少傾向が顕著なのは日本だけです。また、フォーラム・ショッピングが顕著になっている知財紛争処理の世界においても、日本における知財事件の減少傾向が顕著になっております。日本の知財制度が世界で生き残るためには世界で最高の真のユーザーフレンドリーな知財制度、世界最高の知財価値を与える知財制度を日本は目指すべきではないでしょうか。

日本の知財制度の将来像を見据えた議論を今すぐ始めるべきだと思います。

### 弁理士の使命について

上記のような弁理士数の急増、出願件数の減少の顕在化、及び知財紛争事件の低迷の状況は代理業として弁理士の環境を悪化させ、業界内の熾烈な生き残り競争を誘発し、不健全な値下げ競争を煽り、弁理士組織を機能不全に陥らせる危険をはらんでいます。事実、最近の弁理士の間では熾烈化する生存競争の話題が多くなっているように感じられます。

このような状況のなかで、昨年、弁理士法が改正され、新たな弁理士使命条項が導入されました。改

正後においては弁理士の使命は、要するに「知財の専門家として制度の適正運用に寄与し、日本の経済産業の発展に資する」ことであります。

そして、戦後日本の復興の軌跡をたどれば知財制度の活用は不可欠であり、その出発点となる知財発掘現場は弁理士の最大の活動拠点であると考えます。

この観点に立てば弁理士数の急増はその組織の拡大を意味し、社会的存在を高めることができます。

すなわち、弁理士数の急増はピンチではなくむしろチャンスと捉えるぐらい度量の大きさが今の弁理士には求められていると考えます。

もし弁理士会が一体化して弁理士一人一人が意識改革し、改革意識を共有して知財発掘現場の活性化に邁進すれば、弁理士数の増大によって、その効果は増大し、社会における弁理士の存在感も向上するとともに、知財活性化の原動力を高めることができます。日本知財の活性化の慣性力が増大すれば、日本産業、経済の活性化も相乗的に高まり、日本再興も見えてくるものと考えます。

弁理士の使命のもう一つの側面は、ユーザーと一体となって世界最高の真のユーザーフレンドリーな知財制度及び、世界最高の知財価値を有する知財制度の実現に向けて活動することであると考えます。

また、中国の専利法改正ではいわゆる3倍賠償の導入が見込まれ、各庁間の知財の価値の比較競争も激化しており、様々な観点で知財制度のグローバルな生存競争は一層激しくなっています。一刻の猶予も許されません。

このために日本弁理士クラブは一丸となって、現在の弁理士会会長の支持母体として執行部を全力で支援していきたいと考えております。

上記しましたような考えをもって、任期の最後まで日本弁理士クラブの活動に全力を尽くしますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



# 世界最高の知財立国を目指して 行動しよう！

日本弁理士会会長 伊丹 勝

## 1. はじめに

日本弁理士クラブの会員の皆様には、日頃より日本弁理士会の会務にご協力を頂き、誠に有り難うございます。本年度の執行役員会も、早いもので4月のスタートから既に任期半ばを経過しようとしています。後半は、本年度事業の仕上げに重点を移します。

## 2. 弁理士知財キャラバンについて

政府の成長戦略の目玉である「地方創生」については、様々な取組がなされていますが、いかに地域外から人を呼び込めるか、いかに地域外からお金を稼げるかという点が課題となると思います。このため、その地域の経済を支えている中小企業の経営基盤の強化、事業戦略の強化が必要になります。そして、事業戦略の強化には、知的戦略の強化が大事になると考えます。このような背景から、本年度は、各支部の協力も得ながら、地域知財の活性化に日本弁理士会全体として取り組んでいます。その事業の目玉が「弁理士知財キャラバン」事業です。

地方の中小企業は、良い技術やサービス、ノウハウ等を持ちながら、人材、資金などの面から、それを上手く活かして市場を拡大させていくところまでは中々手が回らないところが多いと思います。まして、知財戦略まで考慮した事業展開を行っている企業は極めて少ないと言えるでしょう。そのような状況の中で、地方の中小企業の知財をいかに活性化させて、弁理士が活躍する場を拡大させて行くことができるかが課題です。

経営者が作り上げた事業戦略を実行するに当たり、より積極的に事業戦略まで踏み込んだ知財戦略を構築することが必要です。例えば、知財戦略によって

は、オープン化して他社参入を逆に促進して事実上の標準化まで進め、その一方で最も得意とする製造ノウハウを厳重に管理して、他社との製品の差別化を図るなどの戦略や、場合によっては、全てを自前の技術でまかなうのではなく、事業に必要な技術や知財等の要素を外部から調達することも必要になってきます。産学連携、産産連携など、我々弁理士には、必要な要素を外部から調達する際の「目利き」人材としての活躍も期待されるでしょう。

このような弁理士によるサポートが地方においてももう少し強化されれば、地域の中小企業の経営者に事業戦略における知財戦略の重要性が少しずつ浸透していくものと思われます。そうすれば、経営者が知財人材育成の必要性を認識し、企業の中にも専任又は兼任で知財担当者を配置しようという動きも出てくるでしょうし、知財教育にも力を入れることにもつながるものと考えます。

そのような意味で、事業戦略を見据えた知財戦略を構築することができる支援弁理士が中小企業を訪問して中小企業の知財戦略をサポートする「弁理士知財キャラバン」活動が重要であると考えています。本年度の支援員養成のための研修では、第1クールで488名の研修生が受講をしております。地道な活動ですが、「知財総合支援窓口」、「よろず支援拠点」、他士業などとの連携を通じて、少しでも知財の裾野拡大につながることを期待しております。

## 3. 知財システムの活性化に向けての提言

弁理士の中心的業務の底上げも勿論大事です。中心的業務の底上げには、知財システムの活性化が必要であると考えています。そのためには、知財紛争処理システムの適正化、グローバル出願に対する対

応、新たな産業を見据えた知財保護システム等、これからの時代にマッチした知財システムを検討し、提案していくことが必要です。知財推進計画2015でも、知財紛争処理システムの活性化が重点3本柱の一つとして掲げられています。イノベーションをどんどん創出する意欲をかき立てるような、健全な権利保護が図れる、バランスのとれたシステムを構築する必要があります。現在、推進計画に盛り込まれていない制度改正については、来年度の推進計画に向けて発信していく予定です。

グローバルDシエ、ePCT、PLTといったグローバルな知財システムに関しては、各国において適正な権利保護が確保でき、更に他国の審査状況も踏まえた良質な権利の取得が可能になるようなシステムを目指し、他国の代理人団体とも連携して行きます。これに関し、今年の7月1日（弁理士の日）に第1回のプレジデントミーティングを行いましたが、来年の1月14日には第2回のプレジデントミーティングを開催する予定です。代理人として進むべき方向性について有意義な議論ができるものと期待しております。

#### 4. 人材育成

我々自身の中心的業務のスキルアップを図る研修は、極めて重要です。実務修習、新人研修、育成塾、継続研修は、引き続き充実させていく必要があります。また、英文クレーム作成のスキルアップなど、グローバル出願への対応能力アップも欠かせません。

更に、我々自身のレベルアップに加え、知財立国を進める上で、知財を生み出す知財創出人材の育成と、知財を戦略的に活用する知財活用人材の育成が共に必要になります。前者の知財創出人材については、特に初等中等教育での育成が重要です。文科省の学習指導要領では、知財教育が、著作物や特許などをそっくりものまねしてはならないという情報モラルの観点で取り上げられているのが現状です。五輪のエンブレム問題などがクローズアップされている現在、それはそれとして重要な教育ではあるのですが、イノベーションを創出し、将来のベンチャー起業家を育てる創造性教育も極めて重要であると考

えます。知的財産支援センターや各支部で行っている発明工作授業等、子供達の創造性を伸ばす教育が重要です。また、高校、大学などでは、例えば指宿商業高校の「指商デパート」など、パテントコンテストやデザインパテントコンテストなどの成果物を、実際に事業化までつなげているところもあります。このような、商品開発の過程で、どのような商品であれば売れるか、価格帯はどうするか等の体験を通じて、新たな商品開発を行い、ベンチャー起業家の芽を育てていくということが一層重要になると思います。日本弁理士会の教育への取組は、外部からも高い評価を受けております。今後も、知財創出人材の育成に日本弁理士会としても深く関与していくことが大事であると考えます。

もう一つは、知財活用人材の育成です。企業の経営戦略、事業戦略を見据えた知財戦略を構築できる知財人材の育成も極めて重要です。現在、日本弁理士会でも、知財ビジネスアカデミー、知財経営コンサルティング委員会等の委員会、弁理士知財キャラバンの履修支援員となるための研修等が行われております。また、外部に目を向ければ、知財専門職大学院として日本大学、東京理科大学、大阪工業大学の3校があります。また、東京大学政策ビジョン研究センターでも戦略タスクフォースリーダー養成プログラム等を開講しております。これらの人材育成プログラムは、企業経験がある社会人を対象とするものですが、社会人学生を十分に確保できていないという現実があります。弁理士の受講に対する社会的な期待も高まっております。これらの外部機関等との連携も視野に入れながら、日本弁理士会でも弁理士の知財活用人材の育成にも力を入れていきたいと考えています。

#### 5. 最後に

本年度も残り半年となりましたので、これからはしっかりと本年度の仕上げをしていく所存です。日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましては、引き続き、ご支援ご協力のほど、宜しく願いいたします。



# 会 務 報 告

日本弁理士会副会長 岩 壁 冬 樹

## はじめに

昨年度の日本弁理士会役員選挙で、日本弁理士クラブからご推薦を頂き、無投票ではありましたが当選させて頂きまして、本年度の副会長を務めさせて頂いております。この原稿を書いている時点は就任後約半年が経過する時点ですが、春先の多忙な時期を越えて、ようやくペースがつかみかけてきた時期です。

本年度の執行役員会には、伊丹会長以下、5名の日弁推薦を受けた副会長と他会派推薦の3名の副会長が参加しています。弁理士会の委員会等の機関は、いずれかの副会長が担当するのですが（執行理事が補佐に付くこともあります）、以下、私が担当する組織の活動を中心として会務報告をさせていただきます。

## 担当する委員会など

### 〔財務関係〕

財務担当の副会長を拝命しておりますが、その主な職務は、日本弁理士会の経理処理や財務活動が、総会で承認された予算に従って円滑に運営及び運用されるように監督すること、ならびに、月々の決算に関して監事会で報告することです。具体的には、日々発生する伝票等に目を通すこと、及び、毎月末に開催される幹事会において、前月の決算報告を行うことです。

日本弁理士会の会計処理は、「公益法人会計基準」に準じていまして、一般事業法人の会計処理の仕方と大きく異なり、また、特許事務所における会計処理の仕方とも異なるので、把握しづらいという難点があり、経理処理や財務活動の監督は、結構気を遣

う職務ではあります。その結果、監事会での質問や指摘に応えるのに苦勞しているところです。

財務担当副会長として気になることは、会費滞納の会員が思ったよりも多いということです。単に失念しているということもあろうかと思いますが、特許事務所の経営状況の悪化が影を落としているのではないかと不安ではあります。

### 〔綱紀委員会・審査委員会・不服審議委員会・紛議調停委員会〕

弁理士法第1条において「弁理士は知的財産に関する専門家として…使命とする」と規定されたことに応じて、すなわち、使命条項が加わったことに応じて、弁理士の品位保持及び規律がより注目される状況になっています。

会則50条に、何人も、弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったと思料する場合等には、会長に対して、会員を処分することを求めることができると規定されています。そして、綱紀委員会は、処分の請求があったときに、重大な非行があったか否か等について調査する職責を担っています。担当副会長は、綱紀委員会の調査結果を執行役員会で報告するという役割を担っています。言いがかりで処分の請求がなされたと推測される事案もありますが、言い訳できないと思われるような事案も結構あります。この場を借りて、処分の請求などなされないようにあらためて襟を正すことを（そのようなことに無縁の方も念のために今一度）、少なくとも日弁会員の皆様をお願いする次第です。また、本年7月に、綱紀委員会編纂による会員処分事例集第2版が発行

されています。ご一読頂けますようお願い致します。

審査委員会は、綱紀委員会に対するいわば第2審の役割を担っているのですが、現在、担当頂いている事案はさほどありません。

不服審議委員会は、綱紀委員会の調査結果を受けて執行役員会が会員を処分する必要なしと判断した後、処分請求人が不服を申し立てたときに、処分事由を再調査する職責を担っていますが、現在、担当頂いている事案はさほどありません。

紛議調停委員会は、会員又は非会員が、会員の業務に関する紛議の調停請求をしたときに、事件の調停を行う委員会です。抱えている事案は数件ですが、事案としては、依頼人と会員との間での手数料の支払いに関することが多いです。主な原因は、案件の依頼を受けたときの手数料に関する説明不足にあることが多いようです。この点につきましても、この場を借りて、依頼人に対して十分な説明を行うことを切にお願い申し上げます。なお、手数料の支払いに関連して、依頼人から処分請求されることもあり得ます。

#### [特許制度運用協議委員会]

特許制度運用協議委員会は、特許制度運用の改善、審査審判事件の処理促進、電子出願、方式事項及び特許情報に対応するための調査、研究、ならびに、これらに関して特許庁等と協議し、適切に対処することを職務権限とする委員会です。

会員から見てわかりやすい例を挙げますと、ペーパーレスニュースのメール配信、及び対庁協議集の更新等を行っています。しかし、実は、それに止まらず、特許庁、特に、情報に関するセクションとの意見交換等が頻繁に行われ、結構忙しい委員会です。担当副会長の役割は、特許制度運用協議委員会の活動が円滑に進むようにフォローすることであると考えておりますが、委員の知識の方が上回っているのです、そのとおりになっているのかやや不安を覚えています。

#### [ADR推進機構]

日本弁理士会と日本弁護士連合会が工業所有権の分野での紛争処理を目的として設立した機関として、日本知的財産仲裁センターがあります。日本知的財産仲裁センターの業務として、和解の成立に向けて努力する調停、当事者の合意に基づいて紛争の解決を図る（裁判外で）仲裁、対象物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利範囲に属しているか否かの判定及びそれらの権利の登録に無効理由があるか否かの判定を行うセンター判定、研究開発や事業等に影響を与える先行特許があるかどうかについて評価する事業適合性判定、特定の特許が技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについて判定するセンター必須判定、ならびに、ドメイン名についての紛争を解決するJ Pドメイン名紛争処理があります。それらの業務を、基本的に、弁理士・弁護士のペアで担っています。

さらに、特許の貢献度評価事業を業務に取り込むべく、検討が進んでいます。特許の貢献度評価は、知財に関する紛争を未然に防ぐ観点から複数主体の共同研究開発の成果の貢献度をどのように評価するかということです。

日本知的財産仲裁センターには、運営委員会というものがあり、弁理士会側から運営委員会にコミットすることがADR推進機構の重要な役割の一つです。なお、ADRは、Alternative Dispute Resolutionの略です。また、日本知的財産仲裁センター運営委員会の委員は、ADR推進機構の委員から輩出されています。

日本知的財産仲裁センターの利用度は、実はそれほど高くはありません。ADR推進機構及び担当副会長にとって、日本知的財産仲裁センターの知名度及び利用度を上げることが重要課題です。知名度及び利用度の向上は過去何年にも亘って目指してきたことのように、それほど進んでいるとは言えないのが実情です。

この点につきましても、この場を借りて、日弁会員の皆様をお願い致します。すなわち、是非とも日

本知的財産仲裁センターの利用をご検討願いたいと存じます。なお、日本知的財産仲裁センターのHPのURLは、<http://www.ip-adr.gr.jp/> ですので、是非一度ご覧になって下さい。

#### [九州支部]

副会長は、原則として、1つ以上の支部担当になりますが、私は、九州支部担当です。九州支部では、7月10日に、福岡において、創立10周年記念事業が盛大に行われました。また、本年度伊丹執行部の重点事業である「弁理士知財キャラバン」についても、

絶大なご協力を頂いています。

#### おわりに

これから年末及び年度末に向けて、各委員会等の機関から答申及び報告が挙がってきますが、それに基づいて例規改正の準備を行うなど、忙しい時期が再び巡ってくるはずです。

日本弁理士クラブの皆様におかれましては、これまで以上のご協力を頂くことをお願いするとともに、残り任期に向けてあらためてのご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。





## 会 務 報 告

日本弁理士会副会長 小島 清路

### 【はじめに】

日本弁理士クラブ及びP A会のご推薦により、平成27年度日本弁理士会の副会長を拝命しております小島清路です。日本弁理士クラブ会員の皆様には、日頃よりご支援ご協力を頂いており、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

私が担当するセンター及び委員会等の会務報告をさせていただきます。

### 【知的財産価値評価推進センター】

当センターは、昨年度同様、裁判所から依頼される民事案件（特許権/商標権の価値評価）を年間10件程度受けることとなる状況です。本年度は、金融機関が融資する際の参考とするビジネス評価書作成業務が激増しており、試験的に始まった昨年度の3件と比べて、現在において24件の依頼を、特許庁から管理を委託された三菱UFJリサーチ&コンサルティングから受けています。これらの評価ができる評価人の人材が不足していますので、この評価人育成を積極的に行っています。

また、会員の皆さんが、価値評価について相談を受けたとき等に役に立つ価値評価マニュアル（小冊子）を作成中です。更に、昨年度の当センター設立10周年記念事業において、昨年度実行されなかった3支部（東海、北陸及び四国）において地域活性化セミナーを行うべく、現在、準備中です。

### 【意匠委員会】

現在の意匠出願件数は韓国よりも少なく、意匠制度が十分に活用されていない状況にあります。意匠

制度が活用されて意匠出願数が増大するような抜本的法改正について検討をしています。また、画像意匠制度が、現在のニーズに合致するように且つ活用されるべく、特許庁意匠課とその審査基準について意見交換をしています。

更に、特許庁も意匠制度の活用についてすぐく力を入れており、今後、お互いに協力していけるものと思います。また、会員の意匠出願マインドを上げ意匠制度の活用を図るために、新たに施行される意匠国際登録出願制度のみならず、現行の意匠制度についてもそれらの活用についての研修を複数支部において開催します。現在、そのための準備をしています。

### 【技術標準委員会】

「知的財産推進計画2015」において、大企業のみならず、「中堅・中小企業等の支援体制の強化」を挙げ、その中で、「中堅・中小企業等の優れた技術の標準化を、2020年までに100件実現する。」と記載されています。この動きに合わせて、当委員会は、経済産業省の担当官を講師に招いて共同で講演会を開催することとしています。また、各会員の弁理士業務の参考になるための技術標準の具体的事例資料を作成し配布するように準備を進めています。

### 【パテントコンテスト委員会】

「知的財産推進計画2015」において、小中学校のみならず高校、高等専門学校及び大学において知的財産教育の推進を図る、とされています。また、政治家及び内閣官房の知財関係者と懇談しますと、必



ず、青少年の知財教育の必要性が話題に挙がります。これらの点からみても、本委員会は大変注目されている重要な委員会です。文部科学省、特許庁及び工業所有権情報・研修館と協力して行われるパテント/デザインパテントコンテストについて、昨年度同様、多くの応募がなされています。

#### 【知財システム検討委員会（副担当）】

特許制度及び実用新案制度の抜本的改正について精力的に検討をしています。その法改正について、特許庁及び内閣官房と意見交換を行っています。また、特許等の手続簡素化を規定した特許法条約等の運用上の問題点について特許庁と意見交換をしています。更に、グローバルドシエ（各国がお互いに審査情報等を共有し合うこと）及びクロスファイリング（各国共通してワンクリックで出願できること）における問題点について、各国（米国、中国、韓国及びシンガポール）の代理人団体等と協議しましたし、今後も協議を続けることとしています。

#### 【業務対策委員会】

弁理士以外の者からなる非弁行為を調査、監視及び対応等を行っています。各種調査、会員からの情報提供等により、他士業者が業として代理している可能性がある出願が発見されており、その代理人に対しては「業務に対する問い合わせ」を行っています。また、インターネット上において、弁理士法第75条違反の疑いのある宣伝広告を調査し、これに対する対応を検討しています。

#### 【継続研修履修状況管理委員会】

当委員会は、義務研修、必須研修の未受講者を管

理し、この未受講者に受講勧告等に係わる連絡をする業務を行っています。結構、多くの未受講者があります。受講忘れがないように注意下さい。

#### 【福利厚生委員会】

福利厚生について昨年度改正がなされ大変充実して来ており新たな検討課題が見出されないこと、及び他士業のものとは遜色ないレベルとなっていること等を考慮して、当委員会は本年度において廃止する方向で考えています。

#### 【会員登録等】

会員の弁理士登録、付記登録及び抹消登録、更に事務所名称登録等の申請がなされた場合、執行役員会はその審査を行い、承認された場合登録されます。これらの多くの申請は、毎週1回の執行役員会において起案され、多くが審査され登録されています。

#### 【東海支部】

本年度の東海支部の方針は、「東海地域の知財関係機関と連携しながら、東海地域の知的財産の普及・創造・活用等の面から多くの社会貢献活動を行い、知的財産活動の拡充に寄与して行く所存です。」とされています。この方針に基づいて、地域活性化のための多くの具体的活動を実践しています。

#### 【最後に】

あっという間に始まり、忙しい忙しいと思う間に半年が過ぎようとしています。日本弁理士クラブ会員の皆様におかれましては、今後も変わらずご指導とご協力の程、お願い申し上げます。

以上



## 会 務 報 告

日本弁理士会副会長 橋 本 虎之助

### はじめに

平成27年4月1日の副会長就任以来6ヶ月と任期の半ばになりました。4月の関係機関等への挨拶回り、5月の定期総会、6月の支部廻りなどに加えて、4月初めから、平成27年度日本弁理士会の重点施策である「弁理士知財キャラバン事業」の立ち上げに奔走してきたこともあり、あっという間に半年が過ぎ去ったような気がします。

以下に簡単ではありますが、私が正担当しております会務のご報告をさせていただきます。

### 知的財産支援センター

知的財産支援センターは、90名近い委員数からなるセンターです。①知的創造活動の奨励及びその成果の発掘、②知的財産権の取得及び活用の振興、③知的財産権の取得及び活用に関する啓発、教育、指導、相談並びに情報提供、④その他知的財産権制度の発展に必要と認められる事業、⑤その他、本会が必要と認める支援事業に取り組んでいます。

平成27年度は、「使命条項創設元年の今、弁理士の使命の担い手たることを誇りとして、力強く前進しよう！」を基本スローガンに取り組んでいます。活動の主な柱は、①使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保しうる積極的対外支援（中小企業支援の積極的取組、出願援助事業の積極的活用、教育支援の充実化、協定を軸とした活動、復興支援）、②知財総合支援窓口への適正な対応、③対外的支援活動におけるセンター機能の実行です。その活動として、例えば、地方自治体との知財支援協定として、本年7月14日には徳島県と協定が締結さ

れたり、独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携が本格化したりしてきています。

### 知財経営コンサルティング委員会

知財経営コンサルティング委員会は、60名以上の委員数からなる日本弁理士会の中でも人数の多い委員会です。①知財経営・産学連携に関する調査・研究、②知財経営コンサルティングに関する調査、研究及び標準モデルの立案に取り組んでいます。

本委員会は、弁理士知財キャラバン活動を担う知財コンサルティングのスキルを持った弁理士を多数育成し、支援能力を強化することを目的とする「弁理士知財キャラバン 履修支援員となるための研修」の企画・実行の中心的役割を担っています。この履修支援員となるための研修に関しては、第1クール（開催時期は7月13日～9月16日、回数は5回）が実施され、引き続き第2クール（開催時期は10月26日～平成28年1月25日、回数は5回）が実施予定である。その他、中小企業等に対する弁理士の知財経営コンサルティングによるオープン・クローズ戦略等の調査・検討、知財経営コンサルティングに関する手法・研修教材の開発及び研修の実施等に取り組んでいます。

### 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会は、①知財の模倣対策に関する調査・検討、②関税法等による水際取締りの検討、③上記①、②の事項に関し、関係官庁・諸団体等に適切に対処すること、④調査研究成果物の内外への発表に取り組んでいます。その活動として、例

例えば、平成27年度は、本年7月10日福岡で開催された九州支部10周年記念事業の知的財産セミナーの中で税関セミナーを行い、今後、大阪、名古屋及び函館で同様な税関セミナーの可能性につき検討を行っています。

### 中小企業支援統括本部

中小企業支援統括本部は、平成27年度設置され、日本弁理士会会長を本部長とし、日本弁理士会の中小企業支援事業と関係する既存組織を統括します。これにより、新たな中小企業支援策である弁理士知財キャラバン活動のほか、既に行われている中小企業支援もが一元的に管理され、迅速な意思決定のもとに、日本弁理士会全体が一丸となって中小企業支援に向けて踏み出すことができます。

平成27年度日本弁理士会の重点施策である「弁理士知財キャラバン」が立ち上がりました。その背景には、いまだ知財制度の裾野の広がりには十分でないこと、平成27年度は弁理士が「知的財産に関する専門家」である使命条項が加わった歴史的出発点であり、日本弁理士会は弁理士の社会的使命を全うするための施策を会員とともに、積極的に推進していく決意を新たにしたこと等が挙げられます。

「弁理士知財キャラバン」事業について、日本弁理士会本会、支部が協力して取組を本格化させており、こうした事業等により、中小企業が知的財産を活用し、競争力を強化されていかれることが期待されるところです。

### キャラバン統合ワーキンググループ

キャラバン統合ワーキンググループは、中小企業支援の実行力を高めるため、中小企業支援統括本部とともに設置されました。

このワーキンググループにより、各既存組織との関係の下に、弁理士知財キャラバンの設置事務、支援員研修、具体的支援業務など、弁理士知財キャラバン活動を積極的に推進します。また、各支部と連携しながら、各地の弁理士知財キャラバンへの指導

連絡と情報共有を図ります。地域知財キャラバンは全9支部で立ち上がりました。「弁理士知財キャラバン履修支援員となるための研修」は、上述しましたように第1クールが7月13日～9月16日に実施され、第2クールが10月26日～平成28年1月25日に実施予定です。

### 知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループ

知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループは、知財総合支援窓口の運営に関する関係組織間の連絡及び調整を行っています。

一昨年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦に日本弁理士会が協力をしています。この常駐弁理士制度が適正に運営されるように、本ワーキンググループとしては、知的財産支援センターのもと、中小企業支援統括本部及び各支部と連携しながら必要な対応をおこなっております。

### 支部長会議

支部長会議は、会則第115条の規定に基づき会長が開催する会議です。会長と支部長との意見交換等を図る上で重要な会議です。

### 関東支部

関東支部は、平成18年3月15日設立された支部です。種々の支部活動を展開しており、平成27年7月には弁理士知財キャラバン活動として関東キャラバンを立ち上げ、平成28年2月には関東支部10周年記念事業の開催を行います。

なお、国際活動センター、知財システム検討委員会は、副担当として会務活動を行っています。

### さいごに

平成27年6月知的財産戦略本部が決定した「知的財産推進計画2015」には、「戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成」として、弁理士向けの研修を

## ご挨拶

一層充実させる計画が盛り込まれました。これは、知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図ることを目指しています。「弁理士知財キャラバン 履修支援員となるための研修」はまさに、この計画と軌を一にした研修制度といえます。

本研修を通じて、弁理士自らが知財戦略・知財経営支援という新たなビジネスチャンスに目を向けるきっかけになることを期待しています。

日弁出身の副会長として、残り半分を全力で取り組んでまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



# 会 務 報 告

日本弁理士会副会長 高橋 大典

昨年の日本弁理士会役員選挙では、日本弁理士クラブのご推薦を頂きまして当選させて頂きました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。さて、副会長の就任からはや半年がたち、あっという間に任期の半分が経過致しました。委員会からの答申書も上がり始め、関係諸団体への挨拶、委員会の立上げ、諸外国の弁理士団体との交流、支部との意見交換会といった前半戦とは異なる後半戦が始まりました。

では、私が担当している機関等についてこの半年の活動について報告させていただきます。

## ○東北支部

東北支部は、本年度、他の多くの支部と同様に支部化10周年を迎え、9月には支部設立10周年記念式典が盛大に開催されました。東北支部はベテランから若手までが一体となつてとても雰囲気良く活発に活動し、支部事業の活性化が図られています。

## ○研修所

会員研修の企画、管理や特許庁との連絡・交渉を行っています。いくつかの部に分かれて活動しています。

- ・継続研修企画運営部：会員が5年間で70単位の履修義務を負っている研修を企画運営しています。本年度も既に多数の研修を開催すると共に新たな企画をタイムリーに提供しています。
- ・実務養成研修部：新人（試験合格から数年）弁理士の実務能力向上を目的とした新人研修を企画運営しています。現在、新たな研修形態を検討中です。

- ・継続研修管理部／継続研修審査部：会員の研修状況管理を行っています。又、免除申請の審査等も行っていきます。
- ・能力担保／倫理研修部：弁理士が訴訟代理人資格を獲得するための能力担保研修の運営管理、倫理研修の運営管理を行っています。昨年度から引き続き能力担保研修のテキスト改定を行っています。
- ・実務修習部：弁理士試験合格者が弁理士登録前に終了しなければならない、国が行う実務修習研修を指定機関となって運営管理しています。今年度も12月から始まる研修に向けて準備を進めています。採点方法を少し変えるなどで特許庁との折衝を頻繁に行っています。
- ・知財ビジネスアカデミー一部：知財業務に関する講座を外部機関に委託して運営しています。
- ・弁理士育成塾部：ベテラン弁理士が明細書作成技術を教える少人数制の寺小屋式の研修を企画運営しています。

以上、研修所では、内容が充実した素晴らしい内容の研修を多数企画運営しています。会員の方々には是非様々な種類の研修を受講して頂きたいと思えます。又、継続研修の単位の減免制度も是非ご利用ください。

## ○総合政策企画運営委員会

本年度は、会員の会務参加促進、今後のあるべき弁理士像、インターン制度の充実について検討・提言をして頂きます。夫々、議論が煮詰まりつつあり、提言の方向性が見えてきています。

## ご挨拶

### ○著作権委員会

弁理士が受ける質問とその解答集、著作物の鑑定ガイドラインの作成等が山場を迎えています。又、世の中で著作権が注目されたことから、専門的事項についての外向けの情報発信について検討がされています。

### ○会員規律特別委員会

昨年度に規定された外部委員の登用、本年度に規定された処分の公表に関する運用について検討しています。会員の利益に関する事項ですので、毎回慎重な議論が交わされています。

### ○経営基盤強化委員会

本年度新設の委員会です。特許事務所の経営の強

化・安定化のための施策を検討、提言します。事務所の収益構造が簡単にわかるソフトを開発中です。年明けには会員に提供出来る予定です。又、事務所の引継ぎ、連携をサポートする事業も計画中です。

### ○地域ブランド管理監視機構WG

地域の町おこしのために頑張っている地域ブランドを応援する活動をしています。いずれは支部での活動とすることが望まれています。

さあ、後半戦のスタートです。気持ちを切り替え、全力疾走する所存です。今後ともご指導ご鞭撻を下さいますようお願い申し上げます。

# 会務報告

日本弁理士会副会長 中村 仁

## 1. はじめに

日本弁理士クラブ並びに南甲弁理士クラブからご推薦いただき、平成27年度副会長を務めます中村仁（ナカムラ ヒトシ）です。

4月からスタートした伊丹執行役員会では、監事会、常議員会、総会、国際活動センター、組織改革特別委員会、役員制度改革委員会、例規委員会、商標委員会を担当しております。約6ヶ月が経過し、折り返し地点となっている現在の会務状況をご報告いたします。

## 2. 事業計画

本年度の事業計画について、紙面の都合上、重点政策の項目のみご紹介いたします。

- (1) 日本弁理士会の総力を結集した地域知財活性化活動を展開します
- (2) 世界をリードする知財システム実現のために行動します
- (3) ユーザのニーズに合った多様な人材の育成を強化します
- (4) 事務所の経営基盤強化を支援します
- (5) 政策を実効あらしめるため日本弁理士会の組織強化を図ります
- (6) 知財制度、弁理士制度の普及・広報活動を強化します

## 3. 執行役員会の活動

本年度執行役員会は、伊丹勝会長の下、副会長8名、執行理事11名の計20名で構成しています。毎週水曜日に執行役員会を開催し、朝から夕方まで熱く

会議をしております。

また、特許庁などの省庁、関連団体、政治家・政治団体、支部、海外弁理士団体などの対応も行っています。

## 4. 主な会務活動

現在までの主な会務活動をご紹介します。

### 【4月】

- 1日 執行役員会発足、省庁・関連団体などの挨拶回り
- 8日 第1回常議員会開催
- 21日 AIPLA交流会
- 30日 第2回常議員会開催（定期総会前置）

### 【5月】

- 28日 支部長会議開催
- 29日 定期総会開催

### 【6月】

- 3日 フランス弁理士会交流会
- 5日 九州支部訪問
- 9日 中華全国専利代理人協会交流会
- 12日 近畿支部訪問
- 15日 中国支部訪問
- 16日 四国支部訪問
- 19日 東海支部訪問
- 26日 北陸支部訪問
- 30日 北海道支部訪問

### 【7月】

- 1日 プレジデント・ミーティング開催  
弁理士の日記念表彰式・祝賀会
- 10日 九州支部設立10周年記念行事

17日 東北支部訪問  
30日 関東支部総会  
31日 支部サミット開催（於、札幌）

【8月】

3日 外部意見聴取会開催

5. 主な担当委員会等の状況

(1) 常議員会、総会

第2回常議員会及び定期総会の主な議案は、本年度事業計画と予算です。特に、本年度の目玉事業である「弁理士知財キャラバン」について、質問及び意見が集中しました。弁理士知財キャラバン事業については、担当の橋本副会長の会務報告にお任せいたします。

(2) 監事会

毎月1回、前月の会務執行状況と決算について、監事会委員からの監査を受けます。具体的には、前月の議事について、気になる点を質問いただき、回答しながら意見などをいただくというものです。毎回、いい緊張感を持って臨ませていただいております。

(3) 国際活動センター

海外弁理士会との交流会の企画運営、WIPOなどの海外における会合への出張など、多忙を極めている組織ですが、知識と経験が豊富なメンバーが多く、順調に運営されています。今年度前半は交流会が多く、後半は出張（米国、ブラジル、中国など）が多

くなります。

(4) 組織改革特別委員会

前年度第2回臨時総会において、組織改革の方向性が決議されました。その内容である4つの柱に基づいて、組織改革の具体化の検討及び実施をしております。

(5) 役員制度改革委員会

「(幹事以外の) 外部役員の登用」及び「役員選挙の投票制度」の2つについて検討いただき、既に答申書が出されております。スピードのある委員会です。

(6) 例規委員会

会則などの改正にあたり、条文の適否をチェックしていただいております。専門家集団であり、全幅の信頼を置いています。

(7) 商標委員会

本年度は、審査基準WG、国際関係、コンセント制度・ディスクレーム制度の研究、などの対応をしております。

6. 最後に

まだまだ道半ばです。本年度の事業計画を実現させるべく、後半も全力で臨みますので、日弁会員の皆様のご協力を、何卒、よろしくお願い致します。





# 常議員会報告

日本弁理士会常議員会議長 河野 哲

## 1. 常議員会の独立

本年度より会長、副会長、執行理事は常議員会の構成員でなくなり、常議員会は常議員だけで構成され、執行役員会から独立した機関となった。また、それに伴い、常議員から執行理事を出すこともなくなり、総会に先だってその議案を独立して審議する本来の姿に帰ったことになる。

常議員会には、常議員会議長1名、副議長2名が常設され、審議委員会が設けられて、審議委員会内に調整委員会、第1委員会、第2委員会が設けられている。調整委員会は私が担当し、第1委員会は玉真副議長、第2委員会は狩野副議長が担当することとなった。

## 2. 審議委員会について

審議委員会規則は会規第13号に規定されているが、非常に簡単な規則であり、上記調整委員会、第1委員会、第2委員会は何ら規定されていない。そのため、審議委員会規則の見直しが昨年度行われたが、例規委員会において、審議委員会とこの審議委員会を構成する調整委員会、第1委員会および第2委員会が会則第101条に規定する委員会に該当するか否かを明確にすべき旨指摘された。

その指摘に沿って、今年度会長より会規第13号「審議委員会規則」の改正について審議委嘱され、第2委員会において再検討しているところである。

## 3. 資格名称「弁理士」について

ある常議員より「弁理士」という資格名称はその職業が何たるかを表してしないので、適切な資格名

称にしてはどうかとの提案があり、第1委員会で検討して頂くこととした。

検討の結果、「弁理士」は長きに渡り使用されてきた歴史があり、愛着があり、更に「弁理士」を構成する文字を解釈すると良い意味を持つ名称である等、変更する必要はないとの意見が多数を占め、現状維持との結論に達した。

業務内容を表すように資格名称を変更すべきとの意見もあったが、もっと広報活動を行うことにより知名度を高める努力をすべしとの多数意見で収束した。

## 4. 今年度開催の常議員会について

(平成27年9月1日現在)

第1回常議員会 平成27年4月8日(水)

- 議案：第1号議案 執行理事の選任の承認を求める件  
第2号議案 外部意見聴取会委員の選任の承認を求める件  
第3号議案 選挙管理委員会委員の選任の承認を求める件  
第4号議案 常議員会審議委員会の設置及び委員の選任の件

第2回常議員会 平成27年4月30日(木)

- 議案：第1号議案 平成26年度事業報告の承認を求める件  
第2号議案 平成26年度決算の承認を求める件  
第3号議案 平成27年度事業計画の承認を

	求める件		中一部改正の件
第4号議案	平成27年度予算の承認を 求める件	第13号議案	会令第72号「北海道支部規則」 中一部改正の件
第5号議案	会則第17号「日本弁理士会 会則」中一部改正の件 (継続研修義務不履行によ る処分公表等に係る改正)	第14号議案	会令第73号「東北支部規則」 中一部改正の件
第6号議案	会令第89号「継続研修履修状 況管理規則」中一部改正の件	第15号議案	会令第74号「北陸支部規則」 中一部改正の件
第7号議案	会令第91号「継続研修義務不 履行者の処分に係る公表に関 する規則」中一部改正の件	第16号議案	会令第75号「中国支部規則」 中一部改正の件
第8号議案	会令第37号「審査委員会規則」 中一部改正の件	第17号議案	会令第76号「四国支部規則」 中一部改正の件
第9号議案	会令第88号「総合的知的財産 支援規則」中一部改正の件	第18号議案	平成27年度外部監事の選任の 承認を求める件
第10号議案	会令第16号「近畿支部規則」 中一部改正の件	第19号議案	綱紀委員会委員の選任の承認 を求める件
第11号議案	会令第21号「東海支部規則」 中一部改正の件		
第12号議案	会令第69号「九州支部規則」		

現在のところ2回の常議員会が開催されたが、これからの臨時総会前に事前審議のために常議員会が開催される。上記2. で触れた会規第13号「審議委員会規則」改正の機が熟せば常議員会で審議・決議する予定である。

以上



## 日本弁理士会研修所の概要

日本弁理士会研修所所長 田村 爾

平成27年4月より日本弁理士会研修所所長を拝命しています。田村爾です。

この度、日本弁理士クラブ会誌「日弁」の貴重な紙面をお借りして、研修所所長として挨拶をさせていただく機会を戴きましたので、日本弁理士会研修所の活動について少し紹介をさせていただきます。

### 1. 研修所が実施する研修

2000年の弁理士法改正以降、数年間隔で制度改正が行われており、その度に、新たな研修が法定研修（弁理士法に規定される研修）として誕生しています。現時点では、①継続研修、②能力担保研修、及び③実務修習の三つが研修所が実施する法定研修となっています。

#### (1) 継続研修

継続研修は、読者もご存知のように、5年間で70時間（倫理研修10時間、業務研修60時間）の研修を受けることを必要とするものです。毎年、5分の1の会員が5年間の研修期間の満了がやって来ます。会員数が1万人を超える状況では、単純計算では、約2000人が1年間で最低70時間の研修を修了できる規模の研修を実施する必要があります。その規模は、約100人が参加する2時間の研修を、実に約700回も実施する計算となります。実際は、このような機会を全て集合研修（座学）で提供することは困難であり、ここで必要となるのが、インターネットを使用したeラーニング研修です。実際の修了状況を見ると、集合研修で取得した単位数とeラーニング研修で取得した単位数とは、ほぼ半々の状態です。

近年、顕在化している問題は、集合研修の無断欠席です。人気のある研修は、受付開始から数分で満杯となることもある一方、申込者数の約6割しか参加していない研修も散見されます。現在は、無断欠席に対し特段の罰則を設けてはいませんが、無断欠席の常習者には、何らかのペナルティーを課すことも検討する必要があるかもしれません。もし、お心当たりの方がおられましたら、参加できない研修については、早めに参加申込みをキャンセルするようお願いいたします。

また、倫理研修は会員が必ず受講する必要がある研修ですが、それ以外に会長が指定する必修科目があります。現時点では、以下の3科目が必修課目の指定を受けていますので、受講期限までに、全会員が必ず受講するようお願いいたします。

#### (必修科目)

- ・「平成26年度特許法等改正説明会」（受講期限：平成28年3月31日）
- ・「平成27年度特許法等改正説明会」（受講期限：平成29年3月31日）
- ・「平成27年度不正競争防止法改正説明会」（受講期限：平成29年3月31日）

#### (2) 能力担保研修

能力担保研修は、特定侵害訴訟代理業務試験を受験するための資格要件として、修了が義務付けられている研修です。毎年4月～9月に実施され、総研修時間は45時間になります。訴訟代理人に必要な学識及び実務能力を修得するための研修であり、全講師が日本弁護士連合会が推薦する弁護士となっています。

ます。また、能力担保研修を受講する前提として、民法及び民訴に関する基礎知識が求められており、延べ42時間に及ぶ基礎研修も、集合研修又はeラーニング研修として研修所が提供しております。

現時点では、特定侵害訴訟代理資格者として約3000人を超える会員が付記登録しています。当然、日常の弁理士業務をこなしながら能力担保研修や基礎研修を受講することは並大抵のことではありません。しかしながら、長い弁理士生活を考えると、侵害訴訟と全く無関係な弁理士は殆どいないと思います。また、この能力担保研修を修了した多くの受講生からも、弁理士業務の幅が広がったとの感想が多く寄せられております。まだ受講されていない方は、弁理士としての人生設計の中に、この能力担保研修の機会を組み込むことをお勧めします。

### (3) 実務修習

実務修習は、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得するため、弁理士試験合格者等が弁理士登録前に修了すべき研修です。弁理士試験合格発表後の12月～3月の約4ヶ月間に亘り、73.5時間の研修を修了することが求められます。近年、弁理士試験合格者の減少傾向が続いており、本年度は、300人を下回ることも予想されます。このため、東京・大阪・名古屋で開講するクラス数を減らすと共に、受講希望者の少ないクラスについては休講とし、他のクラスを受講してもらうよう促すなどの柔軟な運用が不可欠となっています。

実務修習制度が開始される前は、新人弁理士向けに新人研修（前期・後期）が用意されてきました。実務修習は、この新人研修（前期）のカリキュラムを参考に構成されており、新人研修（後期）で行っていた審判や外国出願等に関連する研修は、現在、「新人研修」として提供しています。弁理士は登録から期間が経過するに従い、自分の専門分野を確立し、それ以外の実務には益々疎くなるものです。弁理士としての業務範囲の広がりを、新人等のように登録から比較的浅い時期に経験することは、自分の

目指す弁理士像を確立するためにも、貴重な経験となります。また、「新人研修」に参加した方々からは、一緒に参加した仲間同士の連帯感が高まり、これからの弁理士人生にとって貴重な仲間を得たとの声も聞かれます。

### (4) 弁理士育成塾

弁理士の業務の中でも特許出願書類の作成は、「発明」という技術思想を、クレーム・明細書・図面等の書き下ろしていく作業ですから、知識と経験が特に必要とされる業務の一つです。「明細書を100本作成して漸く一人前」とも言われますが、特許出願件数の大幅な増加が見込めない現状では、自ら経験を積むのは至難の業となっています。育成塾では、ベテラン弁理士が少人数制で演習形式の指導を延べ100時間に亘り行うことで、少しでも完成度の高い特許出願書類の作成能力の習得を目指しています。受講料は47.5万円で、研修所が提供する研修の受講料では最も高くなっていますが、受講した弁理士からは受講料以上の収穫があり、満足度も極めて高くなっています。

### (5) 知財ビジネスアカデミー事業の研修(I P B A研修)

I P B A研修は、これまでの弁理士の主な業務である特許権等の権利取得業務から一步踏み出し、知的財産を戦略的活用するためのアドバイス等を企業に対して行うことができる人材の育成を目指しています。本年度は、ビジネス系講座と実務系講座の13講座（自主講座4，外部委託9）を実施しています。ビジネス系講座は、企業経営の分析、スキルを習得するための講座で知財経営コンサルティング等への活用を想定し、実務系講座は、企業における知財実務を理解、スキルを習得するための講座であり、主に企業での戦略策定等への活用を想定しています。また、本研修は、弁理士会が行う研修で会員以外にも開放している唯一の研修でもあります。弁理士としての活躍の場を広げようと考えている会員の皆様

には、是非とも受講をお勧めします。

#### (6) 実務者養成研修(旧・新人養成研修)

実務者養成研修は、実務経験の浅い弁理士のスキルアップを図るため、特定テーマ(業務範囲)に焦点を当て、実務に即した演習方式で行う研修となっています。本年度は、商標実務者養成講座(初級)のみを開催していますが、今後は、特許や意匠関係でも、演習形式の研修を増やし、より多くの研修科目をラインアップできるよう検討中です。

#### (7) 研修フェスティバル

研修フェスティバルは、東京で2回、大阪で1回、そして本年度は新たに名古屋で1回を開催する予定です。例えば、東京の研修フェスティバルは、1日中、弁理士会館を借り切り、集中的に各種研修を開催するものです。特に、春の研修フェスティバルで

は、特許委員会等の実務系委員会の前年度一年間の活動成果を発表する場として提供しています。また、秋の研修フェスティバルは、各委員会が検討中の課題の中から特にホットな情報をテーマに研修会を企画してもらっています。何れも大変好評で、大阪や名古屋では、これらの研修の中から特に関心の高いものをピックアップして、各支部の会議室を利用して開催しています。

## 2. 日本弁理士会研修所の組織

以上のような多岐に渡る研修を運営するためには、多くの会員の協力が不可欠です。研修所では、以下の表に示すような組織体制で業務を行っており、実に会員総数の約1%に相当する会員が運営委員等として活動しています。また、日本弁理士会の事務局も研修課が最も多くの職員(約10名強)を擁しております。

日本弁理士会研修所の組織体制(平成27年度)

	担当副所長	担当部長	運営委員数
実務修習部	石田 正己(13512)	美川 公司(17351)	9名
実務養成研修部	(同上)	中 大介(15518)	9名
継続研修企画・運営部	井出 正威(9150) 大島 一宏(15409) 山本 喜一(13018)	新井伸太郎(13481)	30名
継続研修管理部	有原 幸一(9676)	林 裕己(16748)	8名
継続研修審査部	(同上)	折居 章(11733)	14名
能力担保・倫理研修部	高橋 洋平(14806)	真柴俊一郎(14595)	20名
知財ビジネスアカデミー部	押久保政彦(14354)	山田 稔(12178)	15名
弁理士育成塾運営部	中川 裕幸(9531)	絹谷 晴久(12850)	5名
		合計	110名

※ 副所長(特命担当): 山田 武史(11545), 石川 憲(12232)

本誌の読者の皆様には、今後とも、日本弁理士会が提供する研修や研修所について、忌憚の無いご意見をお聞かせいただくと共に、機会があれば、是非、

研修所の運営にもご参加いただければ幸いに存じます。



# 日本弁理士会中央知的財産研究所 からのご報告

所長 筒井 大和

## 1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所（以下、「研究所」）は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」を目的として、平成8（1996）年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立され、日本弁理士会におけるシンクタンクとして、知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、日本弁理士会の地位向上と社会的貢献に努めています。

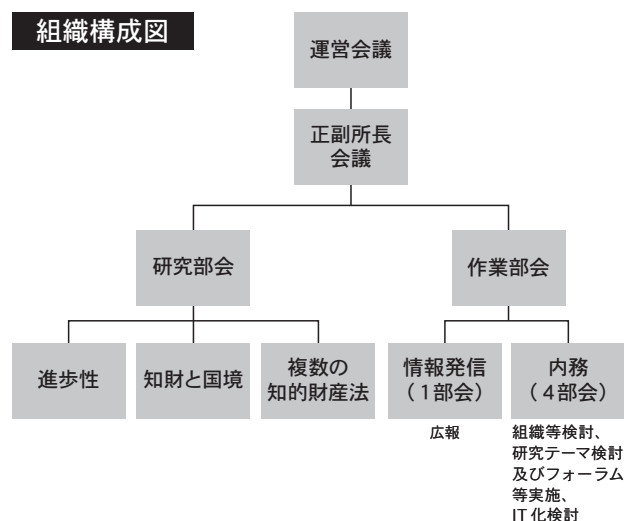
当研究所の活動等は、日本弁理士会の下記ホームページをご覧ください

[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html](http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html)

## 2. 組織・運営について

- (1) 今年度は、当研究所設立20年目を迎え、通常の調査研究のほか、公開フォーラム及び会員向け研究発表会の開催、研究報告書である別冊パテントの発行、研究所の内外への広報活動等を引き続き積極的に行います。
- (2) 当研究所の運営に関する諸問題に対応するため、また、運営の効率化を図るため、一昨年度組織及び運営規則の変更を行い、正副所長会議と作業部会を研究所運営規則に制定し、運営委員は、研究のサポートを中心業務とする体制に移行しました。新組織構成図は、次の図のとおりです。

### 組織構成図



## 3. 調査研究について

調査研究は、研究課題毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を東京地区に2部会、関西地区に1部会設置し、それぞれ選定されたテーマについて鋭意調査研究を行っています。

## 4. 研究課題について

### 1) 「続 複数の知的財産法による保護の交錯～実務上の課題を中心として～」

(平成26年4月1日～平成27年9月30日)

商標法に関する研究を進める中で、商標法による保護と、不正競争防止法による保護の重なり合い、棲み分けについて議論が及ぶことがあり、意匠法・著作権法も含む複数の知的財産法による保護が交錯する領域に関しては、今後の弁理士の業務においても重要になるので、前回から研究して来ました。

このテーマは、対象の範囲が広く、更なる研究が必要ということになり、引き続き、本テーマで研究を行い、平成27年9月30日までに研究報告を別冊パテントとして発行する予定で進めています。

本研究の終了後には、新たなテーマで研究部会を立ち上げる予定です。

## 2)「進歩性について一更なる研究一」

(平成26年10月1日～平成28年3月31日)

「権利行使に強い明細書とは？」の研究テーマに引き続き、東京地区における特許関係の研究テーマとしては、「進歩性の研究」のテーマを選定し、研究をスタートしました。

このテーマは、近年注目すべき判例も出ており、我々弁理士にとって実務的に非常に関係が深くかつ重要なテーマであり、弁理士の実務にも役立つ成果が得られるよう研究を進めています。

## 3)「知的財産と国境」

(平成26年10月16日～平成28年5月31日)

「間接侵害の研究」に引き続き、関西地区での研究部会の研究テーマとして、「知的財産と国境」という国際的なテーマを選定しました。

近年、企業活動や発明活動の国際化に伴い、我々弁理士にとっても、国境を跨ぐ諸行為が問題となるケースが増えており、会員の関心も高いところです。

そこで、本研究テーマでは、出願手続きや権利侵害関係等における国境を跨ぐ問題について研究をすることにしました。国際性を有する弁理士及び日本弁理士会に相応しい研究成果を得られることが期待されます。

## 5. 事業について

### (1) 第13回公開フォーラムの実施

公開フォーラムは、例年東京及び大阪で開催し、会員・非会員合わせて多数の来場者があります。今年度も継続的に開催し、引き続き外部への広報を積極的に行い、当研究所の研究成果をアピールして行きます。

特に、今年は、当研究所設立から20周年目の節目

です。後述のように、公開フォーラムを通常よりも大規模に実施し、会員及び非会員の皆様に当研究所及び弁理士会の活動の一環をより広く周知できる機会としたいと思います。

### (2) 第9回会員向け研究発表会の実施

会員向けの研究発表会は、毎年東京と大阪で行われており、当研究所の研究内容に関して、特に実務的な観点から弁理士にとって重要なポイントについて発表を行うものであり、会員にとって非常に有益な情報収集の場となっていますので、今年度も開催します。

### (3) 別冊パテント誌の発行

当研究所の研究成果である「報告書」は、広報センターのご協力により「別冊パテント」として発行しており、全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家・学者・研究者などにも配布して、非常に高い評価を得ています。

今年度は、上記「進歩性について一更なる研究一」の別冊パテントを発行する予定です。

### (4) その他、時宜に応じて当研究所として対処すべき事項

#### ・設立20周年記念事業の企画・実行

本年度は、当研究所の設立から20年目を迎えることとなります。

そこで、設立20周年に相応しい記念事業の企画・実行について、昨年度の正副所長会議等で議論して来ましたが、当研究所としては、20周年記念事業は、余り華美になつたり、多額の費用の掛かる事業ではなくて、当研究所らしくかつ有意義なものにすべきである、という意見が多くありました。

その結果、例年東京と大阪で開催している公開フォーラムを、知的財産の世界で注目されている講師（知財高裁・元及び現判事）をお招きして、例年より大規模に開催し、その講演会の講演内容をパテントに掲載する、という方向で、その企画・実行を進めています。

(以上)

# 平成27年度 知的財産支援センターの活動

知的財産支援センター長 松浦喜多男

## 1. はじめに

センター長として2期目（3年目）となりました。本年度は、弁理士法に弁理士の使命条項が加わった歴史的出発点に当たります。この期にあつて、知的財産支援センターの重要性、今日的意義を益々感じ取っているところです。

この自覚の下に、会員からの負託に応えるため、様々な任務を積極的に推進していきたいと考えています。特に、伊丹政権の目玉事業である、弁理士知財支援キャラバン事業については、今までの活動の試金石とも云えるものであり、その成功に向け、総力を挙げて取り組んでいるところです。

かかる自覚の下に、本年度は次のようなスローガンをたて、全運営委員一致協力して、支援活動に当たっていききたいと考えています。

### <行動スローガン>

使命条項創設元年の今、弁理士の使命の担い手たることを誇りとして、力強く前進しよう！

## 2. 活動の柱

本年度は、上記行動スローガンを結実するために、次の項目を柱として、事業展開しています。

A 使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保し得る積極的対外支援

### ① 知財支援キャラバン事業への取り組み

本年度は、中小企業支援統括本部が設置され、弁理士知財キャラバン事業がスタートします。支援センターはキャラバン事業遂行の中核をなします。特

に、私が、中小企業支援統括本部の副本部長、前記ワーキンググループ長を兼務していることから、その原動力としての強い責任を自覚しています。

具体的には、中小企業支援統括本部が直轄する中小企業支援統合ワーキンググループの下で、中小企業支援事業の戦略的かなめとなっています。また、各支部を介してのキャラバンの組織化につき尽力しています。さらには新たな中小企業支援策を継続的に検討し、中小企業統合ワーキンググループ及び各支部に設置された地域キャラバンにフィードバックします。

### ② 出願援助事業への新たな取組

出願援助事は、昨年度、予算規模で拡大され、実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助内容に含まれました。法人に対する資力要件も緩和され、援助対象が広がり、出願援助事業の充実化が図られました。本年度も出願等援助部により、質の高い発明等を世に送り出す手伝いをします。

さらには、キャラバン事業と組み合わせることによる出願援助の積極的展開も検討したいと考えます。そのためにも、従来の資力要件に拘束されない、新たな支援形態を模索していききたいと考えています。

### ③ 教育支援の充実化

本年度も、前年度に引き続き、教育支援の充実化を図っていきます。

小中学校対策として、学校へ直接出向く知財教育支援を継続的に行うほか、教師を介した、より効率的な知財教育を積極的に展開していきます。そのた



め教師向けコンテンツを新たに作成するほか、従前のコンテンツを改変することにより教師が使いやすいコンテンツを多数蓄積するとともに、そのコンテンツの積極的開放を目指します。教師が、弁理士会の教育機関向けコンテンツを利用し、そこから知財制度について学び、そのコンテンツを使用して自ら児童／生徒に知財教育をするための環境を整備し、教育機関に積極的にアピールしていきたいと考えます。

また、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的な支援を、支部と共に実行していきます。高専からの様々なニーズに対応するため、新たなセミナー台本を作成しているところです。

#### ④ 協定を軸とした活動

一般社団法人中小企業診断協会と協定を結んで後、傘下の各都道府県の協会と各支部との覚書締結が多数結実しました。覚書の締結の促進に尽力するとともに、様々な企画を介して協定を実のあるものにしたと考えています。

また、支援センターは、地方自治体（17道県・4市（3県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。この制度は平成13年の島根県との締結から始まり、12年を経過しています。制度の硬直化が懸念される次期でもあり、新たな息吹を与えたいと思っています。そこで、本年度は、新たな支援協定の締結を含め、締結自治体との連携の深化を図っていききたいと考えております。早速、徳島県との協定を締結したところです。

さらには、中小企業基盤整備機構とも協定を結ぶ段取りになっています。

このように、上述の高専機構との協定も含めて、様々な団体との協定関係を進めていきます。

#### ⑤ 復興支援

復興支援プロジェクトワーキンググループの廃止に伴い、震災地域における中小企業支援の継続化を担保します。

#### B 知財総合支援窓口への適正な対応

一昨年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦を日本弁理士会が行うこととなりました。この常駐弁理士制度が適正に運営されるよう支援センターとしては、中小企業支援統括本部及び各支部と連携しながら必要な対応をしていきます。

#### C 対外的支援活動におけるセンター機能の実行

支援センターは、日本弁理士会が行う様々な知財支援の中核という側面があります。このセンター機能の原点に立ち返り、機能の充実化を図りたいと考えています。具体的には、6支部をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。

この趣旨に基づき、本年度は、各支部長が出席する地域知財企画調整会議を毎月開催し、各支部からの情報の共有化を図っています。また、従前からの支部サミットも札幌にて実行し、札幌宣言にてその成果を高らかに謳ったところです。

# ご挨拶

日本弁理士会知的財産価値評価推進センター センター長 村山信義

本年度から2年間の任期でセンター長に新しく就任しました南甲弁理士クラブの村山信義です。よろしくお願いいたします。

突然の就任要請を受け暗中模索の中でのスタートから始まり約半年が過ぎました。就任に当たり、会長・担当副支部長・担当執行理事・副センター長・運営委員・評価人候補者の皆さんからの暖かいお声掛けとご協力をたくさんいただき、前年度の混乱状態からそろそろ軌道に乗り始めた感じを得ています。今後とも、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ご存知の通り、当センターは、昨年度設立10年、本年度11年目を迎えました。前身の委員会当時から参加し現センターでは最長の在籍期間となっておりますが、過去の記憶もたどりながら、当センターの活動の経緯・本年度以降の当センターの方向性について考えていることを述べさせていただきます。

## 1. 当センター10年間の状況整理

当センターの設立後、外部からの評価依頼に対する推薦件数は85件になります（当センター設立前の件数もちょうど同じく85件になります）。このうち9割以上が裁判所からの依頼に対する推薦です。当初は、当センターの研究内容は、譲渡の際の金銭評価を中心にしてスタートしました。その後、譲渡以外のライセンス・M&A・知財IR等へ対象となる評価局面を拡大し、また、金銭評価以外の定性評価についても評価手法を拡大しました。近年は、民間案件への応用を中心に研究を進めています。

仲裁センターとは異なり、当センター自体が評価

依頼案件を受任しているわけではありません。評価センターへの依頼件数だけが当センターの活動実績を表しているわけではなく、最終的には、様々な形で評価業務依頼が全弁理士に対して増えたかどうかで判断するべきであろうと思います（※このために、評価センターでは、評価に関する研究と共に、会員向け研修や評価人候補者向け研修が重要な事業に位置付けられています）。

とはいえ、推薦依頼件数自体がこの10年間で大きく増加したわけではありません。また、弁理士が関与しない民間等の知財評価機関も他に活動していますが、それらとの比較においても、残念ながら当センターの存在感が飛躍的に増したという状況でもありませんでした。但し、裁判所からの評価依頼案件は、原則としてすべて弁理士会に来ているものと考えられます。

## 2. 当センターの問題点

知財評価の評価要素のうち、知的財産権の「法的評価」に関しては、弁理士は「専権業務」を有するという強力な強みを持っています。弁理士による知財評価手法は、概ねこの強みを活かすこと抜きには語るできません。裁判所からの推薦依頼が原則的に弁理士会に対してなされるのは、この強みを評価されてのことに他なりません。

しかしながら、裁判所案件以外の依頼案件については、近年増えつつあるものの絶対数としては多くありません。また、裁判所案件についても、見積り額提示後におよそ半数が取り下げとなり、実際に評価するまでに至っていません。

このような状況となっている当センター内部の原因として考えられることは、①センター自体が評価をするのではなく、あくまで評価人を推薦する機能を有しているにすぎず評価人が評価主体であること（よって、評価報酬の請求主体は評価人個人名義であること、評価手法等は評価人がその裁量で決定し、評価の質が統一されていないこと）、②（仲裁センターのような）評価額の値段表は無く、評価費用額があらかじめ明示されていないこと、③弁理士会に推薦依頼をする場合、推薦の仕組み上、評価人の推薦のために一定以上の期間が必要となり、場合によってはスピード感に欠けること、などが理由とされます。また、当センター外部における原因としては、経営資源としての重要性は認識されつつも、適正な知財評価を実施するほどの知財評価の重要性までは十分には認識されていない点にあると思われま

### 3. 当センターの課題

10年間、評価に関する「研究」を進め、一応の成果は蓄積されてきました。知財評価を実施する他の機関等が発行する書籍・論文等を参照すると、評価センターにおいて、評価人ないしは一般会員が知財評価を行う際に参考とすべき評価手法について、一定以上の成果物等を提供できたものと考えられます。

しかしながら、評価の局面、評価の目的、評価にかけられる費用・時間などの評価手法に影響を及ぼす要因は、事案によって様々であり、具体的な事案においては、あらかじめ用意された評価手法そのものでカバーできる範囲を容易に超えます。評価手法などについての成果物は「弁理士による知的財産価値評価のための手引き」(略して単に「手引き」と呼ぶことが多いです)を提供してきましたが、具体的な評価案件における質の向上(一定以上の質の確保)、対応スピード、評価費用の額などに関しては、評価センター自体の対応できる範囲には限りがあるとも考えられます。

評価手法の研究等に限らず、このような点に関す

る、評価主体となる評価人・一般会員に対する評価センターからの可能な支援を多様な観点から検討し、支援内容を充実させることが、今後の評価センターの重要な課題であると思えます。

### 4. 今後の当センターの方向性（特に本年度の活動について）

以上の課題の認識を前提にして、本年度は大きくは以下のような活動の方向性を定めています。

- ・評価ツールの検証、評価ツールをまとめた冊子の発行、市場調査ルール等の充実など、知財評価に関する「研究」から「開発」(評価ツール開発)と言える方向に比重を大きくして、評価に実際に使えるツールの提供・実際に評価の参考になり得る具体例の提示というような成果物の割合を増やしていきたいと考えています。弁理士が評価を実際にする際に作成する評価局面ごとの評価書のイメージを具体的につかんでいただくための成果物を増やしたいと思えます。
- ・弁理士の評価業務及び当センターの広報活動を充実させます。特に、HPにおけるコンテンツの充実を図りたいと思えます。
- ・各種の経営に関する指標・制度における知財評価システムの組み込みを推進するための外部活動を進めます。知財担保融資、IFERS、知財経営評価等に関して優先的に進める予定です。また、特許庁では、金融機関の取引先が保有する知財とこれに裏付けられる事業を評価する「知財ビジネス評価書事業」(<http://chizai-kinyu.jp/>)を昨年度から実施していますが、この事業に関連して、本センターにはこれまでに20数件の評価依頼が来ています。国・地方公共団体などの実施する評価関連事業とのタイアップには、今後ますます力を入れていく予定です。また、国際的な評価基準（IVS）への対応を検討していきます。
- ・裁判所案件以外の非定型的な評価依頼に対して評価人の方が対応できるように、評価の迅速性・評価の質の均一性を確保するための方策について検

討を進めます。

- ・なお、評価の迅速性・評価の質の均一性の確保に関しては、当センター自体が評価を行うのではなく当センターが推薦した評価人が評価を行う現状の仕組みでは当然限界があります。この点に関しては、昨年度「組織改革特別委員会」の「評価センターについて『独立機関化』を含めて組織形態について検討すべき」とする答申に基づき、本年度は、組織改革特別委員会において具体的に検討する予定となっています。

## 5. 最後に

当センター事業の主たる目的は、評価人候補者・一般会員への研修・教育、外部からの推薦依頼に対する選考、評価に関する研究等になります。このうち、外部からの推薦依頼件数については、前述の通り10年間で飛躍的に増加したわけではありません。

当センターは、評価に関する機関としては、後発参入組でもあり、外部には競合が存在しているとい

う他の専権業務の範囲とはかなり異なる特殊性を有しています。他とは違う「弁理士が行う評価業務」を確立・周知するために、弁理士独自の評価手法・それに見合う評価報酬というものを強く意識して活動を継続してきました。しかしながら、10年を経過して、今後は、特に民間企業等のユーザーのニーズに合わせた評価手法等を意識する必要があります。

推薦依頼件数だけが当センター事業の活動実績を表すものではありませんが、一般会員も対象に含めて、モデルとなる評価業務内容を提示するという意味では、件数の増加が期待できるような評価手法等を当センターが積極的に提案することも必要かもしれません。センター側から提示する評価手法・見積もり額等と、これに対する依頼者の反応をこれまで見てきた限りでは、「専権業務」の強みを活かせるうちに、知財価値評価に関する「破壊的イノベーション」というようなものを提案すべき時期がそろそろ到来しているように感じます。



## 国際活動センター

平成27年度国際活動センター センター長 大西正悟

### ご挨拶

今年度の国際活動センター長を仰せつかっております大西正悟と申します。

昨年度後半に現会長の伊丹勝先生から突然の打診を受け、前年度のセンター員でもない私が突然センター長となりセンターを纏められるかを考え、また私的なことですが事務所経営および自分の体調も考えて、本当に引き受けて良いのか悩んだ末に受けさせて頂くことにしました。伊丹勝先生は弁理士試験合格同期という関係で、伊丹政権を若干でも補佐できることになればと思い、いわゆる同期のよしみが自分の気持ちを後押ししたのも、センター長をお受けする大きな要因でした。

以前2年間ですが国際活動センターの国際政策部に所属した経験しかなく、前身組織の国際活動委員会、さらにはそれより前の日米実務協議委員会に属した経験では全く役にたたず、センター長という重職を受けられるかまだまだ心配ですが、受けたからにはベストを尽くすという信念でセンター運営に当たりたいと考えております。

国際活動センター長となってほぼ5ヶ月ですが、スタート時の全くの暗中模索状態から少しはセンターの組織、活動が見えてきたところもあり、私なりに現在の国際活動センターについて説明したいと思います。

### 国際活動センターの組織、運営

国際活動センターの組織、事業などは、国際活動センター規則（会令第68号）に規定されており、センター長1名、副センター長複数名（今年度は7名）、

センター員複数名（今年度は約90名弱）から組織され、2年任期で国際関係の各種事業（第3条に規定）を行うことになっております。国際活動センター運営規則（内規第82号）に運営の定めがあり、全体会議および企画政策会議を行うこと、外国情報部、日本情報発信部、国際政策研究部および必要に応じた臨時の部の設置、プロジェクトグループの設置について規定されております。これらの規則の下、今年度は伊丹会長から、秘匿特権ガイドラインに関する検討などに関する諮問、留学支援・海外窓口の検討・企画という諮問を受けるとともに、種々の業務の委嘱を受けております。

そこで今年度の現在までの活動内容および今後の活動予定を紹介します。

### 会議および各部の運営

全体会議は4月に開催し、企画政策会議は毎月の定例日開催を行っております。各部の運営に関しては、今年度は外国情報部を「アジア・オセアニア部」、「欧州・アフリカ部」および「米州部」に分けた組織として世界中のどの国のことでも対応可能な体制としました。日本情報発信部については、海外に対する情報発信を積極的に出向いて行えるような運営を考えており、今年度は後述する支部との連携活動に外国情報部と一緒に参画する予定です。

### プロジェクトグループ（PG）

センター内での公募によりグループ員を決めますが、必要に応じてセンター外からもグループ員の加入を頂いております。今年度も多くのPGが設置さ

れております。

既に活動が完了したPGとしては、AIPLA PG（昨年度からの継続、4月会合で完了）、日仏交流会PG（6/3に交流会実施）、日中交流会PG（6/9に交流会実施）、日韓交流会PG（7/3開催予定もMERSの影響で中止）があります。

これから活動を行うPGとしては、中華商標協会PG（10月中旬、中国海南島）、AIPLA PG（10月Pre-Mtg. & USPTO Mtg. in WDC, 1月Mid-winter Mtg. in Cal., 4月Mtg. at JPAA）、諮問（海外窓口設置など）対応PG、米国IPO PG（11/5来訪）、FICPI PG（11/13来訪&セミナー開催）があります。

企画政策会議、各部活動は毎月一回の定期会合を中心とした継続的な活動を行うものであり、これでは対応が難しい事項をPG設置により対応しようとするものであり、これからも新規なPG設置により対応を図る事項も多いと考えております。

#### その他の活動事項

主要な活動予定事項を簡単に紹介します。

#### 1. 7TH Global Summit Meeting (The Global Network of National IP Practitioners Associations) :

AIPPI総会に合わせて毎年開催されている会合で、今年は、執行理事の遠藤朱砂先生と、センター長の大西の2名が派遣参加予定です。ブラジル、リオデジャネイロでの開催（10/15）ですが、今年度はこのSummit Meetingの会長およびExCoメンバー選挙の年で、アジア圏のExCoメンバーとしてJPAAから立候補することになっております。

#### 2. 守秘性についての検討（米国秘匿特権の対応）

我々代理人はクライアントの情報の秘密を守るのが大きな責務であり、守秘性、特に米国秘匿特権は大きな関心事項です。このような観点から、日本弁理士会として守秘性についての理解を深め、

共通の認識の下での対応が求められます。このことについて国際政策研究部が中心となって検討を行っております。

#### 3. 欧州訪問（2016/2月）

欧州・アフリカ部が中心となって企画しており、2016年2月中旬にドイツ、イギリス等を訪問し、情報交換、交流会を行う予定です。

#### 4. 支部との連携

弁理士会の支部がそれぞれの支部活動の一環として海外派遣を行うケースがあります。今までは支部が独自の活動として行っていましたが、これが国際活動センターでの活動と重複する面もありました。このため、本年度は企画政策会議に近畿支部および東海支部からリエイゾンとして参加頂き、支部との連携の下での活動を図っております。両支部とも今年度アジアの国への訪問派遣を計画しているということで、国際活動センターからも派遣者を入れて、支部との連携の下での国際活動を予定しております。

#### 5. WCO (World Customs Organization) 対応

今年度のCAP会合（10/28-29）へ貿易円滑化委員会と連携して参加予定です。

以上、主立った活動を紹介しましたが、国際活動センターの活動は外国の人、組織と連絡を取り合っていくことが多く、語学力（特に、英語力）を必要とするとともに、外国の人、組織との繋がりを築いて蓄積する必要があり、継続的な人材育成が必要です。このため、国際活動センターの活動が継続できるような組織作りを検討しなければなりません。

このような状況の下、新人センター長としてベストを尽くして運営に当たるつもりでおりますが、日本弁理士会の先生方にご協力をお願いすることも多くなると思います。日本弁理士会の先生方には、是非いままで以上に、ご指導、ご鞭撻を頂き、ご協力を頂けるようお願い申し上げます。

# 広報センター

広報センター センター長 鈴木 一 永

## 1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日より日本弁理士会の附属機関としての活動を開始し今年で5年目になる最も若い附属機関です。平成27年度は、構成員92名の構成員(運営委員)から構成されております。

以下、組織の概要と各構成組織の役割を簡単に紹介させていただきます。

## 2. 組織概要と各構成組織の役割

当センターは、①広報企画会議のもと、②企画総務部、③第1事業部、④第2事業部、⑤第3事業部、⑥会誌編集部から成り立っており、各運営委員は、②乃至⑤の事業部に属しております。

### ①広報企画会議

広報企画会議は、センター長、副センター長、各事業部長から構成されており、日本弁理士会執行理事会から、広報センター担当副会長、同担当執行理事、必要に応じて会長室長が出席されます。

役割としては、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェック等を行い各事業部間の情報共有を図り、センターの意思決定を行います。

各事業部は、担当副センター長、部長、副部长、運営委員から構成されており各事業部の役割概要は以下の通りです。

### ②企画総務部

企画総務部は、公報センターの運営及び活動の企画立案などを行いますが、他の事業部で扱わない事項の多くを受け持つ事業部です。

### ③第1事業部

第1事業部は、イベントを活用した広報、紙媒体を利用した広報、例えば、新聞、雑誌への広告掲載、ノベルティグッズの企画・選定・作成、着ぐるみ(写真をご参照ください)の普及と貸出等を行う事業部です。



平成12年に誕生した弁理士会のキャラクター「はっぴょん」は、平成26年にその着ぐるみが完成し、各地で活躍しています。

### ④第2事業部

第2事業部は、記者会見、マスコミ対応等、マスメディアを活用した広報を担当する事業部で、年に十数回の記者会見・貴社勉強会や取材の立会、メールマガジンの発行等を行います。

### ⑤第3事業部

第3事業部は、広報誌「パテントアトニー」の発行(季刊)、ウェブ、ホームページを活用した広報を担当しており、日本弁理士会を紹介する弁理士INFO、「ヒット商品はこうして生まれた!」の発行

などを行う事業部です。

#### ⑥会誌編集部

日本弁理士会の会誌「パテント」の編集をする事業部で、通常発行のもの他、例えば中央知財研究所の論文をまとめた別冊の発行を行っているほか、「パテント」に掲載する広告の取り扱い、特集の選定と執筆依頼等を行っています。

#### 3. 参加のお願い

広報センターは、弁理士会のいろいろな動きを知るうえでとてもわかりやすい付属機関です。一方、構成メンバーは、弁理士登録5年以内の若いメンバーが多く、新鮮な感覚で弁理士会を広報するアイデアをだし日々実行しています。興味のある方は是非ご参加いただけますと幸いです。

お待ちしております。





# 日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟副会長 水野 勝文

## 1. はじめに

平成26年4月25日、弁理士法の一部改正が国会で成立し、平成27年4月1日施行されました。私の知る限りでも昭和40年台から幾度も求めてきた「使命条項」が、弁理士法第1条に「弁理士は知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」と明記されました。

この条項中の「知的財産」「知的財産権」とは、平成14年に成立した「知的財産基本法」第2条第1項および第2項に規定されている「知的財産」「知的財産権」をいいます。すなわち、知的財産基本法第2条第1項においては「知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」となっています。

この内容からしても容易に想像されるように、この改正の実現にはかなりの困難がありました。勿論関係各位の長期的かつ献身的な努力のおかげですが、日本弁理士政治連盟の活動がなければ実現しなかったであろうことも確かでしょう。

我々弁理士も最早政治と無関係というわけにはいかないのです。現に平成12年の弁理士法改正では、特許料等の納付や特許原簿等への登録申請といった手続が、弁理士の独占業務から開放されました。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれません。しかし、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。日本弁理士会の意向を代弁し、日本弁理士会とその会員のために、広く国会議員をはじめ政策関係者に、日本弁理士会の考え方を説明し、理解を深めてもらうよう継続的に活動している団体です。そのために昭和49年11月に弁理士会の幹旋決議により設立されました。

## 2. 弁理士を取り巻く状況

言うまでもなく、経済のグローバル化は我々弁理士の業務にも大きく影響しており、まず、国内独占業務の全体量の減少と非独占の海外業務の増加という現象が起きています。一方、政策により弁理士試験合格者も急増するなど、業務上の過当競争によりダンピングも発生しています。安定した時代ではありません。

ところで、弁理士資格は、法律の裏付けがあっただけで存在できるのであり、弁理士の業務は弁理士法によって規制されています。数次の弁理士法改正によって、独占業務の一部開放や弁理士試験制度が変更されてきたことは皆さんご存知の通りです。

よって弁理士がその業務について研鑽を積まなければならないことも勿論ですが、直近ではTPPなど、弁理士を取り巻く状況の変化、各種法改正の動向に注意しなければなりません。弁理士業務に利害関係を有する他団体が国会議員に働きかけて、我々弁理士が想像もしていなかった方向に法制度が進む可能性も否定できないのです。実際に、そのような

動きが過去何度も起きています。

### 3. 弁理士の政治活動

上述したような状況下では、個々の会員がそれぞれの考えを持っていることは勿論ですが、弁理士全体として、国レベルの視点から、知的財産（制度）や弁理士（制度）を切り口に政策提言し、社会に貢献していくこと、ひいては弁理士の存在価値を高め、弁理士の社会的地位、弁理士としての生活を確保していく、といった考え方が必要ではないでしょうか？

弁理士にも政治活動、社会貢献が必要な時代であり、少しずつ力を合わせて、粘り強く行動していかなければ、大袈裟ではなく、弁理士制度の弱体化・崩壊につながりかねません。

### 4. 弁政連の存在意義

日本弁理士会は公益法人であり、その事業、目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なわけではありません。そこで、昭和49年、弁理士会の幹旋決議により、日本弁理士政治連盟（弁政連）が設立されました。

このような事情は他の士業団体においても同様で、例外なく、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動をしています。

弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においては、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

### 5. 弁政連の活動

日本弁理士政治連盟は、上記の通り、日本弁理士会とは別個の独立した団体として設立されていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様にも毎年一回、会費の納入のお願いが行っていると思います。

皆様から頂いた会費を活動費として、まずは、弁理士や弁理士制度に理解がある国会議員を増やす活動です。日頃からの付き合いが大事で、得られる情報量が違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士や日本弁理士会の存在意義や考え方を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的な重要法案や政策があれば、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう努力しています。

前述したように、広く知的財産（制度）や弁理士（制度）を理解してもらい、日本弁理士会の意見を理解してもらえる国会議員を増やすことを目指していますので、自由民主党、民主党、公明党といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。

ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

### 6. 最後に

我々弁理士の政治力は、票、資金、いずれを見ても明らかのように、決して強いとは言えません。しかし、だからこそ地道に理を求めてきた結果、また、先輩方の継続的な活動の結果、単なる圧力団体とは違う見方・理解をしてもらっている面もあると言えます。今回の弁理士法改正の機会も、そのような地道な継続的活動が大きなサポートになっています。

同様に、弁政連の活動も到底思うようにはなりません。即ち、日本弁理士会の説明・意見もなかなか社会・国家レベルには通じないのです。にもかかわらず、社会的理解を得られるように地道な活動・努力を続けていかなければ、弁理士制度を守っていくことは難しいでしょう。

弁理士の将来のためにも、皆様一人一人のご支援をお願いします。

日本弁理士政治連盟の具体的な活動については、是非ホームページをご覧ください。

以上